公益財団法人心臓血管研究所における公的研究費の取扱い がびに公正な研究活動の推進に関する規程

制定 平成28年2月22日 改正 平成29年3月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条この規程は、公益財団法人心臓血管研究所(以下「研究所」という。)における公的研究費の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関し必要な事項を定め、不正使用、不正行為を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、「科学研究費助成事業による学術研究助成基金助成金 /科学研究費補助金」等、各省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を財源として研究 所で扱う経費をいう。
- 2 この規程において「研究者等」とは、研究所の研究員その他の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与 又は謝金の請求等、虚偽の書類によって研究所の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- 4 この規程において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、研究所の諸規程(以下「諸規程」という。)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並 びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

- 第4条 研究所に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、 理事長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 研究所に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、所長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基 づき、研究所全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指 示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 研究所における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- (1) 研究所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて 改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」 という。)を任命することができる。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 研究活動のおける不正行為の防止を図るために、研究者等に対する研究倫理教育を実施する責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、研究所における研究活動に関わる研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を行わなければならない。

(職名の公開)

第8条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第9条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めの ある場合のほか、諸規程により取り扱うものとする。

(相談窓口)

- 第10条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する研究所内外からの相談に迅速か つ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する ものとする。
- 2 相談窓口は、総務部に設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。

第4章 研究者等の意識向上等

(行動規範)

第11条 不正使用を防止するため、研究所の研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第12条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(研究者等の責務)

- 第13条 研究者等は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあっては、この限りでない。
- 2 研究者等は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。
- 3 前項の義務を履行しない者にあっては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。
- 4 研究者等は、自らが行った研究の成果について、第三者による検証が可能となるよう、検証に必要な研究データを一定期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。
- 5 保存または開示する研究データの内容は、補助事業期間終了後原則5年間保存する。

第5章不正使用に係る調査、処分等

(調査委員会)

- 第14条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、公益財団法人心臓 血管研究所における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則(以下「不正使用に 係る調査等取扱規則」という。)に基づき設置する不正使用に係る調査委員会(以下「調査委 員会」という。)において必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、職員就業規則及び不正使用に係る調査等取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項 に準じて取り扱うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正使用防止計画推進者)

- 第15条 不正使用の防止計画を推進するため、不正使用防止計画推進者を任命する。
- 2 不正使用防止計画推進者は総務課長とする。

(防止計画の策定等)

第16条 不正使用防止計画推進者は、不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

- 第17条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。) は、財務会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れている と認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければ ならない。
- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、 繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第18条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特 定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第19条 発注又は契約する際は、原則総務部用度担当が行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

- 第20条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に 伴う検収業務については、原則総務部用度担当が行うものとし、研究者が国内で物品の購入等 契約を行いかつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、総務部による契約の 履行事実の確認を受けなければならない。
- 2 非常勤職員等を雇用等する場合は、総務部が日常的に勤務事実の確認を行うこととする。ただし、 総務部による日常的な確認が困難な場合にあっては、定期的に確認する方法によることとする。

(出張の確認)

- 第21条 研究所の業務遂行上必要となる出張については、あらかじめ業務本部長の承認を得るものと する。
- 2 出張前は出張申請書、出張終了後は出張報告書、諸規程で定められた書類その他の旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第22条 不正な取引に関与した業者については、公益財団法人心臓血管研究所における常勤役員会判断に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

- 第23条 不正使用、不正行為等(その疑いがあるものを含む。次条において同じ。)に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を原則として相談窓口とは 別に設置するものとする。
- 2 通報窓口は、総務部に設置するものとする。
- 3 通報窓口の担当者等は、公開するものとする。

(不正使用、不正行為等に関する報告)

第24条 通報窓口に不正使用、不正行為等に関する通報及び情報提供があった場合は、窓口担当者は コンプライアンス推進責任者に、コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者に、統括管理 責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(不正使用防止に向けた措置)

第25条 不正使用防止計画推進者は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を研究所の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

(監査制度)

第26条 公的研究費の適正な管理のため、公正かつ的確な監査を3月、9月に実施するものとする。